

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

対策官
支援官
企画調整官

別表第一のト公安職給料表等級別職務区分表中

企画官
研究官
対策官
支援官

を

広域捜査官

を

広域捜査官
総括情報官

に

首席監察官
理事官

を

局長
首席監察官

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。